

令和5年4月6日

各 位

医 学 部 庶 務 課

令和6年度日本大学附属高等学校・中学校教員採用適性検査
検査期日について（通知）

標記のことについて、本部人事課より別紙のとおり通知がありましたので、
お知らせいたします。

記

- | | | | |
|---|------|---|--------------|
| 1 | 検査期日 | ① 第1次検査 | 令和5年7月 2日（日） |
| | | ② 第2次検査 | 令和5年8月23日（水） |
| 2 | 添付書類 | 令和6年度日本大学附属高等学校・中学校教員採用適性検査
実施要項（令和5年4月4日更新） | |

以 上

令和6年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査実施要項

令和6年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査の実施については、この要項の定めるところによる。

1 実施教科

「令和6年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査実施科目一覧」にある教科・科目について実施する。

2 受検資格

令和6年3月末日までに受検を志望する教科の高等学校及び中学校教諭普通免許状取得見込の者又は現に受検を志望する教科の有効な高等学校及び中学校教諭普通免許状を有する者

3 期待される人材像

- ① 本学の教育理念を理解し、その実現を志す人材
- ② 豊かな人間性や社会性、思いやりや対人関係能力等の人格的資質と高い倫理観を備え、組織人として連携・協働できる能力をもつ人材
- ③ 生徒に対する愛情や責任感をもち、熱心な教育ときめ細かな指導を行い、生徒一人一人の能力を最大限に引き出すことのできる人材
- ④ 学校環境の変化に応じ、常に探求心を持ち、継続的に学び続ける姿勢を持つ人材

4 検査内容

- ① 第1次検査
 - (1) 学力検査(一般教養, 教職専門, 教科専門)
 - (2) 小論文
- ② 第2次検査(第1次検査合格者のみ)
 - (1) 面接試問
 - (2) 職業適性検査(※)

※ 職業適性検査は第2次検査であるが、第1次検査日に受検者全員に実施する。

5 検査期日・検査場所

※ 検査期日・検査場所については、変更することがある。

- ① 第1次検査(学力検査・小論文)・職業適性検査(※) 令和5年7月2日(日)
日本大学会館：〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24
※ 職業適性検査は第2次検査であるが、第1次検査日に受検者全員に実施する。
- ② 第2次検査(面接試問) 令和5年8月23日(水)
日本大学会館：〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24

6 提出書類

- ① 令和6年度日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査受検申込書(A4版サイズの普通紙に片面印刷して記入すること。職歴等の記入欄が足りなくなった場合、受検申込書1枚目を追加で印刷し、職歴等を記入すること。追加した受検申込書には、氏名欄に名前を記入し押印すること。)
- ② 最終学校卒業(見込)証明書(大学院修了(見込)者は、学部の卒業証明書も併せて添付すること。)
- ③ 最終学校成績証明書(教職課程成績記載のもの。大学院修了(見込)者は、学部卒業以降の

成績証明書，学部編入者は編入前の成績も併せて添付すること。教職課程科目を科目等履修等で別途取得した場合は，その成績証明書も添付すること。）

④ 教員免許状(写)又は教員免許状取得見込証明書

⑤ 返信用定型封筒1通(受検者本人の現住所・氏名記載のもの，切手不要。)

※ ②，③，④について，書類提出期間(下記7)に提出できない者は，令和5年6月23日(金)17時までに本部人事部人事課に提出すること(書留等の記録が残るものを利用して郵送提出すること)。

※ 提出書類に基づく個人情報はい今回の適性検査及び採用選考全般に利用する。また，提出書類は返却しないのであらかじめ了承すること。

7 書類提出期間

令和5年5月22日(月)から令和5年6月6日(火)まで ※当日消印有効

※ 封筒表面に「教員採用適性検査応募書類在中」と朱書きし，書留等の記録が残るものを利用して郵送提出すること。

8 書類提出先

日本大学本部人事部人事課

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24 Tel. 03(5275)8121

9 選考結果の通知

その都度，受検者に郵送又はメールで通知する。

(備考)

1 日本大学付属高等学校・中学校教員採用適性検査により，適性者として判定された者の中から，教諭採用内定者及び常勤講師任用(任期の定めのある任用)内定者を決定する。

2 教諭採用内定者の決定については，適性者として判定された者の中から，採用予定付属高等学校長との面接(9月中旬予定)を実施した上で決定する。

3 数学及び情報については，常勤講師の任用に限る。

4 常勤講師は，教員育成等の目的から，非常勤講師未経験の者又は概ね3年未満程度の者の任用を予定している。

5 常勤講師任用内定者の決定については，適性者として判定された者の中から，任用予定付属高等学校長との面接(10月下旬予定)を実施した上で決定する。

6 令和6年3月末までに内定教科の高等学校及び中学校教諭普通免許状を取得できなかった場合は内定を取り消す。

7 勤務地は，学校法人日本大学が設置する高等学校・中学校である。地方勤務(静岡県三島市，山梨県上野原市，山形県山形市，福島県郡山市)の場合がある。

以 上